○経済産業省令第二十一号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の四の三）	第一章　総則（第一条―第三条の四の三）
第二章　電気事業	第二章　電気事業
第一節　小売電気事業	第一節　小売電気事業
第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）	第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）
第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）	第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）
第二節　一般送配電事業	第二節　一般送配電事業
第一款　事業の許可（第四条―第十六条）	第一款　事業の許可（第四条―第十六条）
第二款　業務（第十七条―第四十条の三）	第二款　業務（第十七条―第四十条の三）
第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）	第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）
第三節の二　配電事業（第四十五条の二―第四十五条の二の二十七）	第三節の二　配電事業（第四十五条の二―第四十五条の二の二十七）
第四節　特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八）	第四節　特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八）
第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）	第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）
第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の七）	第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の七）
第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の八―第四十五条の二十一の十）	第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の八―第四十五条の二十一の十）
第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十一―第四十五条の二十一の十三）	第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十一―第四十五条の二十一の十三）
第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）	第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）
第七節　広域的運営	第七節　広域的運営
第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）	第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）
第二款　整備等計画（第四十五条の二十九―第四十五条の三十五）	
第三款　供給計画（第四十六条―第四十七条）	第二款　供給計画（第四十六条―第四十七条）
第四款　災害等への対応（第四十七条の二―第四十七条の四）	第三款　災害等への対応（第四十七条の二―第四十七条の四）
第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の五―第四十七条の十）	第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の五―第四十七条の十）
第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第四十七条の十の二―第四十七条の十の四）	第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第四十七条の十の二―第四十七条の十の四）
第三章　電気工作物	第三章　電気工作物
第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十一―第四十八条の二）	第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の十一―第四十八条の二）
第二節　事業用電気工作物	第二節　事業用電気工作物
第一款　技術基準への適合（第四十九条）	第一款　技術基準への適合（第四十九条）
第二款　自主的な保安（第五十条―第六十一条）	第二款　自主的な保安（第五十条―第六十一条）
第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）	第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）
第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）	第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）
第四款　承継（第九十五条）	第四款　承継（第九十五条）
第五款　認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）	第五款　認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）